

国立大学法人京都大学における競争的研究費等の適正管理に関する規程第3条第1項の競争的研究費等の範囲について定める件

令和3年5月25日
財務担当理事裁定制定

国立大学法人京都大学における競争的研究費等の適正管理に関する規程（平成19年達示第62号）第3条第1項の規定により、競争的研究費等の範囲を次のとおり定める。

- 1 競争的研究費等とは次の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 国、独立行政法人、地方公共団体等（以下「国等」という。）から教育研究機関に交付される補助金で、預り補助金等として受け入れる研究資金
 - (2) 国等から委託される研究のうち、受託研究又は受託事業として実施するものにおいて受け入れる研究資金
 - (3) 国等と共同して実施する研究のうち、共同研究又は共同事業として実施するものにおいて受け入れる研究資金
 - (4) 国等から、研究者等に交付される補助金で、預り科学研究費補助金等として受け入れる研究資金
- 2 前項に定めるもののほか、本学以外の研究機関等が受け入れた前項第1号から第4号までに掲げる研究資金を本学において分担金又は委託費として受け入れる場合は、競争的研究費等として取り扱うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日総合科学技術会議）に基づき国等の定める規定等の適用がない研究資金については、そのつど競争的研究費等に該当するか否か及び該当しない場合は、必要に応じてその取扱いについて財務担当理事が判断することができる。

附 則

- 1 この要項は、令和3年5月25日から実施する。
- 2 国立大学法人京都大学における競争的資金等の適正管理に関する規程第3条第1項の競争的資金等の範囲について定める件（平成26年9月22日研究担当理事裁定）は、廃止する。